

平成20年度第2回南三陸町情報公開・個人情報保護審査会会議録

日時：平成21年2月19日（木）
午後1時30分～午後2時20分
場所：南三陸町役場
防災対策庁舎1階多目的ホールB

出席者

審査会	会長	及川	利征
	委員（会長職務代理者）	及川	透
	委員	坂野	智憲
	委員	山内	孝明
	委員	須藤	芳子
南三陸町	総務課課長補佐		
	兼総務法令係長	阿部	良人
	総務課主査	岩淵	武久
	総務課主事	佐藤	由貴（開会時のみ）

会議の記録

午後1時30分 開会

阿部補佐 それでは、定刻になりましたので、平成20年度第2回南三陸町情報公開・個人情報保護審査会を開催いたしたいと思います。

開会に当たりまして、この審査会、招集が会長となっておりますので、会長のほうから御挨拶申し上げます。

(会 長 あ い さ つ)

阿部補佐 それでは、審議に入っていただきます前に、念のための確認ではありますが、審査会条例の第5条第2項に委員の半数以上の出席で会議ということになっておりまして、本日の会議、全員の委員さんが出席ということで、会議のほうは成立ということをお確認いただきたいと思います。

それでは、審査のほう、お願いしたいと思います。審査会条例の第5条第1項の規定によりまして、この会議は会長が議長となって進めていただくということとなりますので、よろしくお願いたします。

及川会長 本日の審査会につきましては、委員さん全員の御出席となっておりますので、会議は成立となるわけですが、本日の会議の会議録署名委員を指名したいと思います。

審査会規程第7条第2項に規定する委員として、本日の会議の会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員は、山内委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元に既に資料が配布されてございますが、審議第2号、南三陸町情報公開条例の改正に係る意見の確認についてを議題といたします。

事務局からお願いします。

岩淵主査 それでは、お手元にお配りしております審議資料の1ページ目を御覧いただきたいと思っております。読み上げます。

(審議第2号提出文朗読)

会長、本日御審議いただく事項、総務課が所管する案件でありまして、その直接の担当でもありますので、引き続き町側として概要等の説明に入らせていただいておりますのでよろしいでしょうか。

及川会長 お願いします。

岩淵主査 改めまして、御苦勞様です。

それでは、本日御審議いただく事項であります南三陸町情報公開条例の一部改正について、その概要等、御説明させていただきます。

本日お手元にお配りしております審議資料、こちらの2ページ目からとなります。本日の審議資料の2ページ目以降、こちらは平成21年1月13日付けでの南三陸町長からの通知の写しとなっております。本日の審査会の開催通知に併せ、あらかじめ送付させていただいておりますことから、既に御確認等いただいている部分もあるかと思っておりますので、主要な点といたしますか、概要について御説明いたします。

改正することとするその理由等、資料3ページ目を御覧願います。

南三陸町情報公開条例については、合併前の両町においてそれぞれ制定し、制度として存在しておりましたことから、平成17年の合併時におきましても、引き続き制定することとして制定し、南三陸町における情報公開制度を運用してきたところです。

こうした情報公開制度に加えまして、平成19年に、南三陸町個人情報保護条例が制定され、同年に施行となりました。当然、新たな制度として導入したこともあり、個人情報保護条例に基づく各種手続については、それ相当といたしますか、請求者側にとりましても、実施機関側にとりましても、正規なものとして各種手続、決定処分をそれぞれ設定させていただいております。今回の情報公開条例の見直しでございますが、こうした個人情報保護条例に基づく決定と比較しまして、情報公開条例に基づく処分といたしますか決定手続、これが、本来正式なものとして設定すべき事項について、その厳格さといたしますか、そうしたものに欠けている感が否めない構成であるといった現状にあります。その具体といたしまして、資料3ページ目に記載させていただいております。

資料の 5 ページを御覧願います。

ただ今申しました内容、情報公開制度と個人情報保護制度における各種決定について 2 として表示しております。イとして表示の個人情報保護制度における決定が基本として 5 つ存在するのに対しまして、情報公開制度においては基本として 3 つのみとなっており、その差となる 2 つの決定について今回の改正で設定させていただくものでして、その具体につきましては、開示請求された文書の存在について明らかにしない場合のいわゆる存否応答拒否の決定、そして、開示請求された文書が存在しない場合のいわゆる不存在の決定、その 2 つとなります。

なお、この 2 つの決定について、例えば、実際に対象となる開示請求がなされた場合の対応であります。これまでは、資料の 3 にアとして表示のとおり、町の行政文書開示事務実施要綱、こちらに従いまして、開示請求を受理しないこととして取下げを要請し、又は受理できません、いわゆる不受理ですといった旨で通知する、当然これに合わせて開示請求書については返戻する、そうした取扱いとなっております。結果、不受理ですので、開示請求自体がなかったこととして取り扱わざるを得ないこととなります。

資料 6 ページに 4 として表示の内容について総合して申し上げさせていただきますと、個人情報保護条例下では、開示請求者側が、文書がないわけがないじゃないか、或いは存在について教えないというのには納得できない、そうした場合には不服申立てを行うことができ、審査会における審査対象となり得るものであるのに対し、情報公開条例下ではその提起といえますか、申立て自体ができないといった現状となっております。6 ページの最下段に記載のとおり、町政に対する信頼と理解を深め、町民の方々の町政への参加と監視の充実に期する、そうした情報公開条例制定のそもそもの趣旨自体に矛盾する結果を招いてしまう、これを是正したい、そうした改正となっております。

資料の 8 ページ目以降には、今回の一部改正条例の改め文、その新旧対照表を表示し、実際の改正内容をお示しいたしておりますが、本件改正条例につきましては、町側といたしましては、議会 3 月定例会に付議させていただきまして、議会の議決が得られましたら、公布の日から直ちに施行として考えておりまして、また、これに関係します条例の施行規則等につきましても、正規に設定する決定に対応した様式等の設定を予定しております。

条例の改正、これは正規な諮問手続を要する事項ではありませんが、制度そのものの根底となる条例を改める、特に今回の改正は新たな手続を設定するといったことでもありますので、審査会の御意見、その有無につきまして御確認させていただくとしているものです。

また、加えまして、審査会の処務側といった立場からの申し上げでは

ありますが、さきの統計法の改正に伴う個人情報保護条例の改正時にありましては、その内容等からしまして、文書による各委員の御意見の確認とさせていただいたところですが、今回の事案、これは、審査会の会議として招集し、町側からの説明も行っておくべきということもありまして、会長とも相談させていただき、本日の招集開催となっております。

以上が概要となります。よろしくお願ひいたします。

及川会長 はい。ありがとうございました。

ただ今、今回の意見聴取に係る事項についての概要、その説明がありました。委員さん方から御意見等ありましたら、伺いたいと思います。

及川委員 私のほうからいいでしょうか。

及川会長 及川委員、どうぞ。

及川委員 この情報公開条例、これが制定されたのは平成17年ということですよ。ね、今現在まで、この今回の事例に関して不服申立てができなかったという事例はあったのでしょうか。

及川会長 事務局。

岩淵主査 情報公開条例の平成17年の制定後、合併後となるわけですが、実際、現在ですが個人情報の保護条例も施行されたということもありまして、開示請求がなされるのは、個人情報保護条例に基づいた開示請求がほとんどでして、情報公開条例に基づく開示請求、これは、平均として年に2件、3件あるかといった状況にあります。

今回改正させていただく内容に照らした場合に問題となるケースといえますか、実際の事案を申し上げますと、トラブル、或いは一般にいいます問題、そういったことになったというものではございませんが、昨年の12月に、実施機関である南三陸町長に対しまして、町外の方から1件の開示請求がございました。請求がなされた行政文書については、実際に当町において行っている事務事業のうち該当するものがない、結果請求いただいた行政文書については存在しないと、そういった事案でありました。その請求された方、郵便でこの開示請求に係る請求書等をお送りいただいた関係で、通常であれば、当初の開示請求前の段階、御相談といえますか御案内の段階で、当町では係る事務事業自体について該当はありません、そういったお知らせをさせていただければ、開示請求まで至るといったことはないわけですが、町外の方で、事前のお問合せ等もなく郵送でということもありましたので、当町としましては一旦受付させていただきました。総務課におきまして、請求のあった内容、事務事業を所管する所属あてに照会しましたところ、対象となる事務事業自体を行っていない、当然、該当する行政文書も作成もされていない、取得もされていないと、そうした回答がありまして、対象となる行政文書が不存在であるといった結論に達しましたが、情報公開条例において正式な処分、決定手続として定められている内容に、文書がありません、

その場合の事項が通知行為も含め、明確に規定されておられません。このことから、対象となる行政文書がありませんので、先ほども申し上げましたが、現在の事務要綱に基づきまして、請求された御本人に対し、この請求自体を取下げしていただきたいと、そういった旨で連絡させていただきました。通常、取下げとなりますと、御本人からの取り下げる旨のお話を賜って、初めて取下げとして手続させていただくわけですが、その方もやはり、若干、違和感といいますか、疑問があったようでして、そうした場合は取下げなんですか、そういったお話といいますか、疑問を呈されました。私のほうからは、現在の事務要綱に基づいた手続でして、その旨も説明しまして、取下げ以外の現在の取扱いですと請求自体を不受理とさせていただき、そうした取扱いとはなりますが、不存在である旨お知らせできる事案ですのでその旨は不受理とする旨の通知書に記載させていただくこととなると、その点について御了解いただきたいと、そうした説明をさせていただきました。御本人からも、通知書に不存在である旨が表示される、それであれば、請求書を返してもらって構わない、納得しましたといったお話がありました。

及川委員　　そうしますと、昨年の12月ですか、その請求自体が今回の見直しの引き金になったということですかね。

岩淵主査　　個人情報保護条例のほうを制定させていただいた際、平成19年となりますが、条例の新規制定として準備をさせていただく段階におきましても、対となるといいますか、既存の情報公開条例との対比もさせていただきまして、若干、制度として異なった取扱いとなる、異なる手続となるといった部分、今回の改正部分を認識はしてはしておりましたが、具体的に制度の運用を見極めてからといいますか、実際の改正までには至らなかったといった事実ではございます。

また、12月に不受理とした取扱いとするといった意思決定を私のほうで発議させていただく段階で、総務課長のほうからも不受理という取扱いはいかがなものか、正式な決定として位置づけるべきものなのではないのかと、そういったお話もありましたので、今回の見直しに係る検討、手続を進めさせていただくということになったということでもあります。

及川会長　　そのほか、確認したい事項等、ありませんか。

及川委員　　引き続き恐縮なんですけど。

及川会長　　どうぞ。

及川委員　　行政文書ということなんですけども、行政文書にどういうものが含まれるか、例えば写真とか図画ですとか。

岩淵主査　　行政文書、こちらにつきましては、定義として設定、定められておまして、写真等につきましても含むものとなっております。

及川委員　　他の市の市長さんのことで、ニュースにもなったことなんですけども、

ああいった場合の領収書ですか、そういうものも行政文書に該当しますか。

岩淵主査 行政文書に当たるかどうか、基本的には該当するものと考えてよろしいと思います。

若干、個人の方のお名前ですとか、場合によっては、情報公開条例下において非開示とすべき事項であると判断される部分については、開示されないこととなりますが、町側が取得し、又は作成し、保有しているものであって町として保有しているもの、例えば財務会計上において保有している、そういったことであれば、行政文書に当たるといった考えになると思います。情報公開条例において定義として定める行政文書の範疇に入ると、そう考えます。

及川会長 ほかにございませんか。

坂野委員さん、どうでしょうか。

坂野委員 情報公開法もそうですよね。

岩淵主査 はい。

坂野委員 当然の改正だと思いますので。

及川会長 そのほかに。

山内委員 はい。

及川会長 山内委員、どうぞ。

山内委員 今回の改正をお聞きしてですね、前のような取扱いをしていたというのはわかるなと感じます。なぜならば、ないことの証明ってのはたぶんもの凄いたいへんなんですよ。

それで、こういう御時世でですね、前に業者が牛乳が1日遅れたからそれはいけないと、マスコミに叩かれたというかいじめられましたよね。なかなか今は難しい世の中で、相手のなにかが見つかったら徹底して追及すると。間違いが見つかったら徹底的に叩くと。話はなんですけど、麻生さんが漢字が読めない、別にそれはいいじゃないかと。首相に求められているのはそういうことじゃなくてですね。てにをはを叩くというか、そういう時代だなと思ってたわけなんです。その中で、例えば、ないということを出すというのは、例えばなにかの整合でうっかりあったことが後に判明したりとかですね、ないということの証明の手間というのはたいへんなんじゃないかなと。

岩淵主査 はい。

及川会長 どうぞ。

岩淵主査 現在といいますか、町の各担当課等においては、関係する事務事業について文書を編集している、いわゆる綴りを作っているわけですが、その綴りの状態等については、それなりにといいますか把握はさせていたでいてるといった状況でして、しかしその、情報公開制度、或いは個人情報保護制度の普及といいますか確立に伴いまして、一般の方々とい

いますか町民の方々、或いは町外の方々も含めまして行政に対する目というのには当然に変わってきていると。そのことから、実際の開示請求も昔は全くといっていいほどなかったものが、年間数件ではあります但实际上に出てきていると、そういった現状にありますわけで、合併後の文書管理、これは当総務課のほうでまとめさせていただいているわけなんです、これまでですと文書の廃棄自体について、しっかりとした手続がなされていたかという、保存年限が過ぎたから廃棄しましょうと、もちろんそういった手続といいますか過程は基本的には踏んでいるわけですが、すべてが確実なものだったかという、そうでなかった事案もあるのかもしれない。例えば保存年限は間違いなく経過しているものの、廃棄とする段階でいま一度再保存、保存年限の見直し、そういった部分に欠けている事案もあったのではないかと。そういったことから、最近では、廃棄につきましても、正式な意思決定といいますか、手続はもちろん、保存年限の見直し等の必要性についても確認する、そういった過程をしっかりと各担当課においても経るようにと、指示なりをさせていただいておりました、山内委員さんがお話になられました部分についてですが、今申し上げました内容をしっかりとしないと、実は文書があったとかといったことになりかねませんので、綴りの作り方一つからなんですけども、文書取扱規程の分類に基づいて作成し、保存年限等もしっかりとした設定とするよう徹底はさせていただいております。

山内委員 もう1点。

及川会長 どうぞ。

山内委員 私個人からすると、行政に開示を求めるとというのが今現在は浮かばないわけなんですけど、当然、公開を求めている方々もいらっしゃる。差し支えなければ、どういう関係の請求がなされているかを。

及川会長 事務局。

岩淵主査 これまで実際に開示請求がなされたケースとなりますと、情報公開制度としては、やはり、例えばなにか事務事業に関する契約、町が委託等で契約を行う際のものとなりますが、具体には契約の締結から検収までの一切の関係書類ですとか、そういったものが主なものとなっております。このほか、平成18年だったと記憶しておりますが、地方自治法の改正で指定管理者制度が創設されました。これを当町でも導入、取り入れておりました、この公の施設の指定管理者、これは町の議会の議決を経るものですが、町に対してなされた指定申請の内容、これに関する情報を開示してほしいといった事案もございました。当然、企業や団体、例えば団体の代表となる方が個人の事業主で、申告書ですとかそういったものは非開示となりますが、議決に際し結果公になる、なった部分については通常、公開することが可能と判断できますので、出せるものについては部分開示として出すと、そういったものもございました。

及川会長 そのほか、御意見がありましたら。須藤委員さん、どうでしょう。
須藤委員 私は特にありません。
及川会長 私のほうから、いいですか。

情報公開条例については17年、個人情報保護条例については19年の制定でしたね。それでこの条例作成時にですね、今回情報公開と個人情報保護のそれぞれの条例での相違点が出てるわけですが、今回は公開条例の不足分を一部見直すと、そういったことのようにですが、これは他町との関係、準則みたいなものがあったんですか。

岩淵主査 情報公開条例については合併前の旧町それぞれで制定されていたわけですが、個人情報保護条例の場合でありまして、今現在はいわゆる準則、参考例といったものが例えば国なり県なりから示される、そういったことはございません。当町の情報公開、個人情報保護の条例、こちらは国の関係法律ですとか、先進的なものですか、そういったものを参考にさせていただいております。

情報公開条例につきまして、構成の細かな部分については若干の相違はありますが、今現在の南三陸町の情報公開条例のベースとなっておりますのは、旧志津川町の情報公開条例となっております。条の構成等を見ますと、宮城県の情報公開条例が基本として参考となっているのかなと、私のほうでは感じております。なので今回の改正に当たりまして、あらかじめ、ベースとなっているのは宮城県のものであらうと考えましたので、参考にさせていただこうと、必要な対比等は行わせていただいております。実際、県の条例のほうが、現実として県民の方々、多くの方々に広く認識等されているといったこともございますので、用語等の部分についても合わせれるものについては合わせようかと、そうした取扱いとしておりまして、一般の方々も用語の解釈等、入りやすいというか読みやすいのかなと考えております。

及川会長 全国的にも宮城県の情報公開はだいぶレベルが高いものですから、いろいろと整備されているものとは思いますが。

今回、不都合というか、町の条例で不足している部分について見直す、改めるそういったことのようにですが、この今回の改正以外に、これも制度、条例改正として追加したほうがいいんじゃないかとか、そういった御意見等があれば、この際意見を述べることもできると思いますが、各委員さんありますか。

及川委員 情報公開条例の中の実施機関、これには議会等もちろん入るようですが、最近では先ほどの指定管理者ですか、民間に委託すると、そういったことも結構あるかと思いますが、委託された民間もこの実施機関になるということになるんでしょうか。

岩淵主査 受託者側は条例でいう実施機関には入りません。逆にといいますか、例えば先ほど申し上げました指定管理者に対しましては、情報公開条例

上において情報の公開に努められたい旨規定されておりまして、個人情報保護については個人情報保護条例において受託者等に必要な対応を求めている、そうした形での制度となっております。指定管理者に関連して再度申せば、基本協定等の中で特にお願いしている内容となっております。

及川委員 こうしたこととなっております、指定管理者である業者、団体、或いは業務の受託者が直接に実施機関に当たるということはございません。それでですね、実施機関とされている機関はオープンに知らしめる側、逆に指定管理者等はどちらかという個人情報とかで保護される側でもあると、そうしたちょっと矛盾したことを町のほうでもやらなければいけないというか、できれば、町の事業を受託した側も、情報公開というか、できるだけ、町の仕事を受託した者としては、できるだけ情報を開示する方向でと私なんかは思うわけです。難しい問題はあるとは思いますが。

岩淵主査 情報公開条例は原則公開、個人情報保護条例は原則非公開とした考え方での制度でして、町としてもその運用には難しい部分もあるものですが、例えば受託者である企業等の企業として努力されている、いわゆる企業秘密に当たる事項、そういった事項も多々あるかと思しますので、町として関係する行政文書を開示する際にも、全部開示、部分開示、或いは非開示の考え方、取扱いについては特に意を用いている、用いることとなる事項と考えております。反面、企業等の直接の情報の公開に関しては、受託者等である企業や団体には、可能な限りの情報の公開も求めているといった取扱いとしております。

及川委員 今申し上げたのは、言うまでもなく情報の公開を求めるというのは、好ましくないことがあった、そういったときにされると思うんです。今日ですかね、ある市長さんの民間との癒着が云々と、そういうときに私たちは公開を求めると。町としては、そうした場合、なるべく、可能な限りオープンにすると、そうあるべきだと。個人情報云々ですぐに蓋をしてしまわないで、受託者であれば町の仕事を受けた以上はしっかりと情報の公開に努めていただきたいなど、そう考えるんです。

及川会長 そうですね。情報公開について、条例ではその対象となる実施機関がちゃんと定められているわけですが、町との関係も強い社協さん、そういったところとの関係はどうなりますか。

岩淵主査 社会福祉協議会につきましては、現在、町の公の施設の一部についての指定管理者となっているわけですが、この法人に関する情報公開、指定管理者としては前述のとおりでして、逆にこの指定管理者についての指定側である町が保有しています指定管理者に関する文書、これは、町の実施機関の行政文書として解釈し、制度内で運用することが可能ですが、一法人、法人自体の内部といいますか、そもそもの法人自体関わる

部分については町として直接に開示等に関与するといったことはできないこととなりまして、実際、公の機関でないとなると、情報の公開、それを請求する、そういった部分にも難しさはあると思いますが、純粹に本来の企業、団体として活動された部分については、直接にその企業等の判断によることになるかと思えます。繰り返すようですが、町側が町として法人等に対して何らかの処分、手続を行った、そういった事実に関しては、町条例下での制度の対象となるということです。社内の部分については、あくまでも法人の企業活動の部分は法人の判断となると、そういったことで考えております。

及川会長　　そうすると、町長側が関わる部分について開示請求がなされた場合は、当然、開示すると。逆に、まったく社協さんの業務範囲というか個別の部分、そういった部分についての疑問が生じた場合に対しては、町としては対象とすることができる部分とできない部分があるということですね。

岩淵主査　　町側が、条例でいう行政文書として保有なりしていない限りは、対応はできないということになります。

及川会長　　難しいというか、例えばですが、社協さんに対しては町から相当の補助金を出していますよね、委託費といったらいいか。その部分についての請求がなされた場合は町としてはどういった対応になりますか。

岩淵主査　　町として公金といいますか、補助金、委託費等支出しているわけですし、そういったものに関わる行政文書の開示の請求がなされましたら、通常として受理することとなりますし、補助金の交付申請、交付決定、額の確定、そうした手続上における文書については町として開示の請求に対応する対象となると。申請書で言えば、申請書の作成者は法人であっても、町側が受理し、保有している限りは行政文書となりますので、非開示情報についての判断等は別として、通常として請求の対象となるわけです。

及川会長　　情報の公開というのは、やはり裏に疑義があったりしてのものですから、委託業務の中に疑義が生じた場合等についても、町としてできる限りの対応はしてほしいと、そう考えるわけです。

坂野委員　　協定を結んで、報告事項なりを決めさせていると。協定書は県内であれば基本的には同じようなものだ。だからその辺というのは、当然、基本的には町のほうには報告が上がるというわけです。

岩淵主査　　指定管理者が最近ですとメジャーなどといいますか、新たな制度として走っているわけですが、坂野先生からもお話がありましたとおり、指定管理者との協定がございまして、その協定の段階で、情報の公開、或いはその反面として、公の施設であればお客様の個人情報も取り扱うわけですので、条例でいう実施機関に直接当たらないにしても、条例の趣旨に沿ってきちんとした対応をお願いすると、そうした取扱いです。町が

徴した書類については、町が実施機関として行政文書として取り扱おうと、そういったことになります。

及川委員 よろしいでしょうか。

及川会長 どうぞ。

及川委員 例えば町職員の方の個人と公職としての区別とといいますか、なかなか難しい部分があるかと思うんです。職員として働いているうちは公開の対象となりますけども、退職してしまうと一個人となって保護されるということになりますよね、当然。昨年ですが、航空自衛隊のトップであった方、在職中の部分は公開される、退職すると民間、一個人となる、むしろ彼個人を守らなくてはならないと。同じ人物でも取扱いが180度違ってしまうということになりますよね。例えばですね、あくまでも仮定ではありますが、町職員の方が社協さんのほうに就職したとします、そうすると社協さんに入った時点で個人として保護されると。

岩淵主査 基本的に、退職後であっても、その方が在職中に作成した文書については何ら制限はなく行政文書として取り扱われることとなります。当然、退職以降の行為とといいますか、それは職員の部分ではございませんので、その方が例えばどこかの会社にお勤めになってその後こうであったといった部分、それについては町として公開する対象とは当然にならないということになります。町の機関に職員として存在していた間の部分については、その方が発議等した文書等でしょうか、これは通常として開示請求の対象となるものです。

及川委員 公私ということ、言葉では簡単に区別できますが、実質上ではなかなか難しいんじゃないかと思うんですね。特に国レベルとなると天下り問題ですとか、非常に難しい問題があるなど考えるわけです。

岩淵主査 我々、例えば私が発議させていただいた意思決定書であれば、私の名前も職員の名前として当然に開示されるということになります。職務遂行の部分は通常として開示の対象と判断するものではありませんが、反面、休暇の取得に関わる部分ですとか、個人として捉えるべき事項も存在しますし、例えば、出勤簿、これも他の審査会等でも開示対象となるものとされておりまして、うちのほうの考え方としましても基本はそうなんですけど、なぜ休んだのか、その理由、そういった深いプライベートな部分は保護されるべきものでもないと、確かに難しい問題は多く存在すると思います。

及川会長 そのほかに、御意見ございませんか。

ケース的には南三陸町としては、請求等、件数があまりないわけですが、やはり条例としてはしっかりとしたものではないと。しっかりとしていないと事務方が取扱いに困るということもあるでしょうし、第一、請求者側が納得できない、そういったことも生じてしまうわけですね。

今回の条例改正、個人情報保護条例と同じようにきちんとしたものに
という内容でもあります。必要な改正であると思いますが。

各委員さん、なにかございましたら。

(特に質問等なし。)

なければこの辺で、と思いますが、

(特に質問等なし。)

それでは、今回の事項、情報公開条例の改正につきましては、審査会
として特に述べるべき意見はない、そういったことで、これに御異議ご
ざいませんか。

(異議ない旨の声あり。)

及川会長　それでは、本日の会議を閉会といたします。御苦勞様でした。
午後2時20分　閉会